定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年一月二十日

東京都新宿区新宿一丁目一五番一五号

東邦通信工業株式会社

代表取締役　今井　秀昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年一月二十日

富山市南央町三番三七　丸三製薬株式会社

代表取締役　藤井健太郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

東京都新宿区新宿一丁目一五番一五号

東邦通信工業株式会社

代表取締役　今井　秀昭

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

大阪府八尾市泉町二丁目七一番地の四

株式会社籾山製作所

代表取締役　籾山　英夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

東京都新宿区新宿六丁目二七番四九号

ドリームインフィニティ株式会社

代表取締役　杉山　剛浩

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

東京都新宿区新宿一丁目一五番一五号

東邦通信工業株式会社

代表取締役　今井　秀昭

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

大阪府八尾市泉町二丁目七一番地の四

株式会社籾山製作所

代表取締役　籾山　英夫

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社サンシャインと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

鹿児島県霧島市隼人町真孝二〇二―二メゾン隼人一―C

コクブライト株式会社

代表取締役　石尾　泰裕

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である飯田俊彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十日

英国ロンドン市カナダスクエアー二五、三四階

東京都中央区日本橋室町四丁目四番一〇号

東短室町ビル三階

GFTグローバルマーケッツUK Ltd.

日本における代表者　飯田　俊彦

限定承認公告

本籍北海道江別市見晴台二番地四、最後の住所札幌市豊平区月寒西一条七丁目七番一〇号

土田ビル三〇二号　被相続人　亡　沖野　祐二

右被相続人は平成二十五年九月二十日死亡し、その相続人は同年十二月十九日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

北海道江別市見晴台二番地の四

相続財産管理人　沖野　光雪

限定承認公告

本籍埼玉県久喜市菖蒲町三箇四三三番地八、最後の住所埼玉県久喜市菖蒲町三箇四三三番地の八

被相続人　亡　伊藤　淳

右被相続人は平成二十五年一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年一月九日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

埼玉県さいたま市北区奈良町一三六―四九―三―三〇二

相続財産管理人　伊藤　嘉彦

限定承認公告

本籍東京都あきる野市菅生一七三五番地、最後の住所東京都新宿区大久保二丁目一八番地一〇の七一〇

被相続人　亡　野口　正彦

右被相続人は平成二十五年六月六日死亡し、その相続人は平成二十六年一月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

東京都新宿区大久保二丁目一八番地一〇の七一〇

限定承認者　野口きよ子

東京都千代田区神田多町二丁目二番地二二

千代田ビル四階

右代理人　弁護士　大達　一賢

限定承認公告

本籍愛知県豊橋市関屋町一九五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　克子

右被相続人は平成二十五年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十六年一月七日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

愛知県豊橋市三ツ相町一六番地の四〇

限定承認者　鈴木　恭介

限定承認公告

本籍広島県福山市東深津町七丁目二七九五番地、最後の住所広島県福山市新涯町六丁目一六番地一三号

被相続人　亡　関藤　康人

右被相続人は平成二十五年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月九日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

広島県福山市南手城町二丁目一―二二　フレグランス南手城B一〇一

限定承認者　関藤　純敬

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十六年一月二十七日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、当社の定款の一部を変更して、当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得することができる旨（以下「全部取得条項」という。）の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、当該定款変更の効力発生日は平成二十六年二月二十一日（以下「効力発生日」という。）です。

また、当社は、本臨時株主総会の特別決議に基づき、全部取得条項付種類株式である当社普通株式の全部を、効力発生日をもって、取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十日

山形県西村山郡河北町谷地字真木一六〇番地二

株式会社安田製作所

代表取締役　吉田　浩

訂正公告

平成二十六年一月十四日（号外第六号）掲載のエルマン薬粧株式会社に係る新設分割公告（枠組）中、株主総会の承認決議は、「平成二十六年一月七日」とあるは、「平成二十六年一月二十五日」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年一月二十日

愛媛県松山市姫原三丁目七番五一号

エルマン薬粧株式会社

代表取締役　神崎　篤

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	二四	ニーズの芭蕉等ニーズに対応し	ニーズに対応して

（原稿誤り）

同日（同号外）経済産業省告示第百九十八号（下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定める件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三八	下		二特定下請連携計特定下請連携事画	画業計画

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十日付第一一号五六ページ●同日付政府調達第一〇号四八ページ●二十五年十一月二十一日付衆会第一二号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）